

部会長

みなさん、おはようございます。只今から第702回農地部会を開会いたします。

本日は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定によりまして、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の山本委員さん、潮見地区の寺井委員さん、二人の方をお願いいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり1号から10号までの10件の議案が提出されておりますので、ご審議の程をよろしく願います。

まず、第1号議案、農地法第18条第6項解約通知専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

1番、本件は残存小作でございます。

(渡部副主
幹)

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。

離作補償として給付金を支払うこととしております。

2番、本件は農地法第3条の許可を受けて、平成9年6月23日から設定された賃借権でございます。

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に、5条届出により、転用するものでございます。

離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で第1号議案に対する、事務局からの説明は終わりましたが、本議案につきまして、何かご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認いたします。続いて第2号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、

議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご報告いたします。

平成 27 年 3 月 26 日から 4 月 24 日までに専決処理した案件は 23 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。これら 23 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	16 件	6,648 m ²
------	------	----------------------

商工業用地	4 件	2,832 m ²
-------	-----	----------------------

公的用地	3 件	135 m ²
------	-----	--------------------

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。ただいま、2号議案について事務局の説明は終わりました。本議案につきまして、何かご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。

続いて第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局
(藤久次長)

それでは、ご報告いたします。

平成 27 年 3 月 26 日から 4 月 24 日までに専決処理した案件は 28 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 28 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	20 件	12,141 m ²
------	------	-----------------------

商工業用地	7 件	5,403 m ²
-------	-----	----------------------

公的用地	1 件	19 m ²
------	-----	-------------------

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で3号議案に対する事務局の説明は終わりましたが、何か本議案につきまして、異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それではご異議がないようでございますので、原案どおり承認することといたします。

続いて第4号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(渡部副主幹)

1番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は農地法の3条許可を受けて平成11年10月6日に設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

以上で4号議案に対する事務局の説明は終わりました。本議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それではご意見ご異議がないようでございますので、原案どおり承認と

いたします。

続きまして第5号議案、農地法第3条許可取消報告について、事務局説明を求めます。

事務局 それではご報告いたします。

(渡部副主 平成26年9月10日付けで、農地法第3条による
幹) 賃借権設定の許可を受けておりましたが、許可後、開園計画の実施前に、圃場整備されることになり、耕作ができなくなったとして、当該許可を取消しするものでございます。
以上でございます。

部会長 ありがとうございます。

以上で5号議案に対する事務局の説明は終わりました。本議案につきまして、何かご意見ご異議ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 ありがとうございます。それではご意見ご異議がないようでございますので、原案どおり承認といたします。続きまして第6号議案、農地法第3条許可申請について、事務局説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。それでは、ご説明いたします。

(渡部副主 お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の吉金(よしかね)さんは、農地約65アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

2番、譲受人の社会福祉法人完愛会は、農地約20アールを耕作する社会福祉法人でございます。この度、施設利用者の就労支援事業のため、本申請地を借入しようとするものでございます。なお、本案件は、許可にあたり、例外規定が適用される案件ですので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

3番、譲受人の飛田(とびた)さんは、農地約91アールを耕作する農業者でございます。この度、父親から本申請地を借入れ、農業経営に精進しようとするものでございます。

4番、譲受人の渡辺さんは、農地約167アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

5番、譲受人の八鬼さんは、農地約134アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番、譲受人の栗原さんは、新規農業者でございます。この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を借入れ、農業経営に精進しようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7番、譲受人の野本さんは、農地約77アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を借入れ、農業経営に精進しようとするものでございます。

8番、譲受人の岡田さんは、農地約30アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

9番、譲受人の乗松さんは、農地約30アールを耕作する農業者でございます。この度、小作地解放より本申請地を取得し、農業経営に精進しようとするものでございます。

10番、譲受人の竹田さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借入れ、農業経営を開始しようとするものでございます。なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

11番、12番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の大石さんは、農地約106アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

13番、譲受人の田中さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地を借入れ、農業経営に精進しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

14番、譲受人の宮崎さんは、農地約54アールを耕作する兼業農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

15番、譲受人の柚ノ木(ゆうのき)さんは、農地約76アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作上便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

16番、譲受人の正岡さんは、農地約252アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

17番、譲受人の谷口さんは、農地約182アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

18番、譲受人の久留嶋さんは、農地約62アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、20番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の安田さんは、農地約344アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近く、耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

21番、譲受人の松岡さんは、農地約31アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い、本申請地を取得しようとするものでございます。

22番、23番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の一般社団法人 いきるは、農地約50アールを耕作する法人でございます。この度、障害者の就農を目的としたモデル事業のため、解除条件付きで本申請地を借入れしようとするものでございます。

24番、譲受人の竹内さんは、農地約191アールを耕作する農業者でございます。この度、借入地に隣接する、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。以上でございます。

がございました。それではここから、委員さんによる地元説明をお願いいたします。まず2番、小野地区永田委員さんお願いします。

永田委員

それではご説明致します。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「社会福祉法人完愛会」は、社会福祉事業を営む法人であります。このたび、施設利用者の就労支援事業を目的に耕作するため、申請に及んだものであります。また、既に同様の目的で農地も所有しており、申請地についても同様に耕作されることから、地元としては了承した訳でございます。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。次に6番ですが、久谷地区の池田委員さんお願いします。

池田委員

それでは地元説明を始めさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の栗原さんは、農家の家に生まれ、農家の家に育っておりまして、今回、新規に農業を始めたいと申請に及んだものです。

以前より農作業の手伝いをしており、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元といたしましては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。次に9番ですが、所在が興居島地区ですので、小池委員さんお願いします。

小池委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の竹田恵輔さんは雄郡地区にお住まいであり、今般、譲渡人の石田六一郎さんから興居島地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。

農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、地元農業委員としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございます。同じく、住所地の雄郡地区友澤委員さん

から説明をお願いします。

友澤委員

それではご説明いたします。先ほど小池委員から説明がありましたとおりでございます。本人に面談の上確認いたしましたところ農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、住所地農業委員としては了承いたしました。本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。次に、13番であります、所在が久枝地区でございますので、渡部潤一郎委員、お願いします。

渡部委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の田中成典さんは生石地区にお住まいであり、今般、譲渡人の松本敬彰さんから久枝地区の農地を借り受け、新規就農をお考えであります。

農業に対する意欲も十分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、地元農業委員としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。同じく本件の譲受人が住所地が生石地区でございますので、戒能謙介委員からお願いいたします。

戒能委員

それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人の田中さんは、現在生石地区の高岡町に居住しており、今般、久枝地区に農地を借り受け、新規就農をお考えであります。

地元農業委員としては、住所地審査を行ったものでありますが、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

はい、ありがとうございました。ただいま第6号議案について、事務局並びに地元委員さんからの説明がございました。本議案についきまして、何かご意見、ご異議ございませんか。

全員

異議なし

部会長

はい、ありがとうございます。それでは本件、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして、第7号議案農地法第5条許可申請について、議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

1番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を妻の父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、東京都品川区に本店を置き、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する事業等を営む法人でございますが、この度、市街地に近く道路条件の良い本申請地を借受け、コンビニエンスストアを建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、既存の資材置場、駐車場が手狭で何かと支障をきたしていることから、新たに事業所に隣接する本申請地を取得し、パレット、車両等の露天資材置場及び露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

4番と8番は、受人及び事業目的が同一ですので、併せてご説明いたします。本件受人は、自然エネルギーの発電、売電等を主な目的とし、平成27年2月に設立した法人でございますが、この度、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な法人の代表取締役が所有する本申請地を借受け太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集

団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、それぞれ申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど、各地区の地元委員さんの補足説明を願ったうへでご審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、建設業、自然エネルギーの生産、売買等を主な業務とする法人でございますが、建設業以外の収入確保のため、この度、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な法人の代表取締役が所有する本申請地を借受け太陽光発電施設を設置し、事業の拡張を図りたいとしております。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を母親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、不動産業を主な業務とする法人でございますが、この度、本申請地を取得し、建売住宅一棟を建築したいとしております。なお、申請地は、都市計画区域外に位置しているため、都市計画法上の開発許可は不要でございます。また、本申請地の農地区分は、市役所久谷支所出口出張所から概ね100m以内にあることから第3種農地と判断されます。

9番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人で、この度、特定建設工事共同企業体の代表として、松山市発注の余土中学校移転新築工事を受注したことから、工事現場に近い本申請地を借受け、作業員用露天駐車場として利用したいとしております。なお本件は、転用期間の終了後、直ちに農地として原状回復される一時転用でございます。

また、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000㎡以上であり、また農地法第3条許可による取得後2年9ヶ月の短期転用となる案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願ったうへでご審議をお願いいたします。

10番、本件受人は、市内余土西三丁目で麻酔科クリニックを経営する医療法人でございますが、既存の駐車場が手狭で何かと支障をきたしている

ことから、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場として利用したいとしております。なお、本申請地の農地区分は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道で、おおむね500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。

11番、本件受人は、薬局の経営を主な業務とし平成27年2月に設立された法人でございますが、今回、10番のきい麻酔科クリニックに隣接する本申請地へ薬局を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。なお、本申請地の農地区分は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道で、おおむね500m以内に2つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長 はい、ありがとうございます。ただいま、第7号議案について、事務局からの説明がありました。ここからは、地元委員から説明をお願いいたします。まず、4番であります。久米地区でありますので、安永委員さん、お願いいたします。

安永委員 はい、先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の堀株式会社は天然自然エネルギー等の発電及び売電事業を営む法人であります。申請地は、代表者の所有農地で経済産業省が所管する、再生可能エネルギーの買取制度が活用できる、太陽光発電設備を設置するため、申請に至ったものであります。転用による周辺地域への被害防除についても、十分に配慮されていることから、地元としては了承した訳でございます。以上です。

部会長 はい、ありがとうございました。続いて、8番でございますが、石井地区の戒能委員さんからお願いいたします。

戒能明久委員 先ほど事務局から説明がありましたように、申請者の堀株式会社は、石井地区に事業所を構え、主に発電事業を営む事業者です。本案件は、安定利益を確保し、生計をなす為、太陽光発電施設の設置のために農地転用の許可申請に及んだものです。転用の目的、内容ともに適切と認められたため、地元としては了承した訳ですが、なお、本部会でのご審議をよろしく

お願いします。

部会長

はい、ありがとうございます。続いて 9 番でございますが、余土地区ですので、池田委員さん、お願いします。

池田委員

はい、それではご説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「代表者 株式会社 門屋組」は、建設業を営む法人であります。この度、3社の特定建設共同企業体として余土中学校校舎建設工事を請け負うこととなりました。大規模な工事となり、工事現場に駐車場を確保することができないことから、本申請に至ったものであります。工事期間中の一時転用であり、隣接農地への被害防除もきちんとされることとなっています。なお、申請地は短期転用に該当しますが、3条許可後2年9ヶ月は経過し、適正に耕作もされており、工事現場近隣の他の農地は接道の関係や、すでに田植準備済みとなっていて、他に代替地がなかったことから、地元としては了承した訳でございますが、よろしく申し上げます。

部会長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局並びに地元委員の説明が終わりましたが、本案件につきまして、何かご意見、ご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは異議無しと認め、原案どおり承認といたします。

なお、この案件につきましては、県許可分でございますので、意見を付して県知事に送付をいたします。

続いて第8号議案、平成27年度第2号農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(片山主査)

本日の案件40件の内、賃借権の設定が20件、使用貸借権の設定が19件、所有権の移転の設定が1件となっており、権利移動の総面積は合計

101,958.73 m²でございます。その内訳は新規が 10 件、更新が 29 件、所有権移転が 1 件となっております。

議案のご説明についてですが、今回、件数が多くなっていますが、国よりすべての議案について説明すること、との指導でございます。全件ご説明する内、見開きのページにつきまして譲り受け人が同一の場合は、一括してご説明させていただきますので、今後におきましても議事進行が迅速に執り行われるようご協力をお願いします。

では、議案書 18 ページ、番号 1 の譲り受け人は、約 51 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 2、3 の譲り受け人は、約 439 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 4 の譲り受け人は、約 73 アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 5 の譲り受け人は、約 83 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 6、7 の譲り受け人は、約 576 アールを耕作する農業者で、継続と新規に使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 8 の譲り受け人は、約 251 アールを耕作する農業生産法人で、新規に使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 9、10 と 21 ページの番号 12 の譲り受け人は約 129 アールを耕作する農事組合法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 11 の譲り受け人は約 96 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 13、14 の譲り受け人は約 242 アールを耕作する農業生産法人で、賃借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 15 と 22 ページの番号 16、17 の譲り受け人は約 330 アールを

耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 18 の譲り受け人は約 56 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 19、20、21、22 と 23 ページの番号 24 の譲り受け人は約 608 アールを耕作する農業者で、賃借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 23 の譲り受け人は約 131 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 25 と 25 ページに飛びまして、番号 34、39 の譲り受け人は約 340 アールを耕作する公益財団法人で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

23 ページに戻りまして、番号 26 と 24 ページの番号 28、29、30、31、32 の譲り受け人は約 267 アールを耕作する農業者で、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 27 の譲り受け人は約 113 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 33 の譲り受け人は約 119 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、農地を借り受け、経営規模を拡大するとしています。

番号 35 の譲り受け人は約 95 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 36 の譲り受け人は約 313 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 37 の譲り受け人は約 32 アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 38 の譲り受け人は約 114 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 40 の譲り受け人は約 455 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成27年6月1日となっており、公告により効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長 はい、ありがとうございました。ただいま、第8号議案について、事務局の説明が終わりました。本議案についてご異議等ございませんか。

一同 異議なし

部会長 ありがとうございます。ご異議ないようですので、本件を異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。次に、第9号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご報告いたします。

（渡部副主幹） 平成27年3月26日から平成27年4月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらつきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長 はい、ありがとうございます。ただいま第9号議案について事務局の説明がございました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同 異議なし。

部会長 はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認といたします。続いて、第10号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、事務局説明をお願いいたします。

- 事務局
(片山主査) それでは、ご説明いたします。
農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 部会長 ありがとうございます。第10号議案、事務局の説明が終わりました。本議案についてご異議等ございませんか。
- 一同 異議なし
- 部会長 ありがとうございます。それでは、意見、異議なしと認め、原案のとおり承認いたします。以上で本日の提出議案10件の審議が全て終了いたしました。ただいまから、委員のみなさん、事務局から連絡事項があればお願いいたします。
- 一同 なし。
- 部会長 では、事務局から連絡事項をお願いします。
- 事務局 ○別段面積について（下限面積30aを継続で満場一致）
○利用状況調査、利用意向調査について
○第154回総会について
- 部会長 以上で第702回農地部会を閉会します。
(11時25分終了)

